

事業所6. 有限会社ホットケアセンター 複合型小規模多機能 ほっとの家

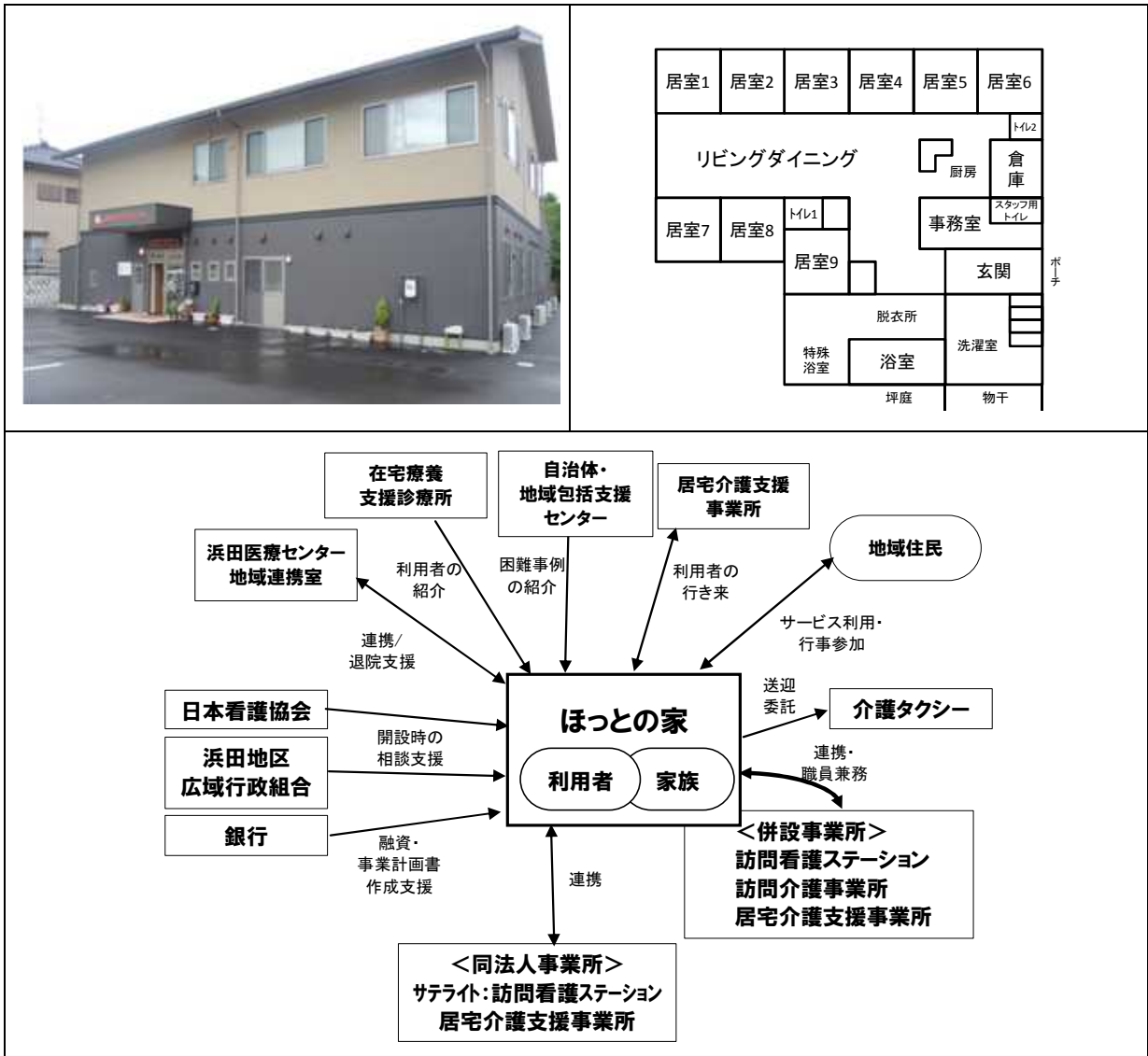


＜事業運営上のポイント＞

- 1階に看護小規模多機能、2階に訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所があり、連携しやすい環境を活かして事業を運営。人材育成面でも連携。
- 一人の利用者に対し看護職員、介護職員の2人担当制とし、一緒に個別の介看護計画を作成。情報共有のためのオリジナルの記録用紙や白板も作成。

1. 事業所の基本情報

法人種類	営利法人	法人名	有限会社ホットケアセンター	
所在地	島根県浜田市	開設年月	平成25年5月	
併設事業所 ・関連事業所	＜併設事業所＞ ・訪問看護ステーション（開設時期：平成17年4月） ・訪問介護事業所（開設時期：平成17年6月） ・居宅介護支援事業所（開設時期：平成18年2月） ＜関連事業所＞ ・サテライト：訪問看護ステーション（開設時期：平成18年10月） ・居宅介護支援事業所（開設時期：平成22年4月）			
定員	総定員：29人 通い：15～18人 泊まり：9人			
利用登録者数	25人（平成27年10月時点）	利用者の平均要介護度	4	
実費負担	泊まり：2,000円 食費：朝食300円 昼食650円 夕食600円			
看護職員数（実人数）	常勤専従5人 常勤兼務10人	介護職員数（実人数）	常勤専従10人 常勤兼務3人 非常勤5人	
勤務体制	勤務時間【看護職員・介護職員】 日勤8：30～17：30 夜勤16：00～10：00（夜勤1名）早番7：30～18：30 遅番10：00～19：00または12：00～21：00			



2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設した経緯、開設の際に工夫した点

＜事業所を開設した経緯、目的＞

- ・平成 16 年 12 月に有限会社ホットケアセンターを立ち上げ、翌年の 4 月より訪問看護ステーションをスタートした。自分の考える訪問看護をしたいと思ったのが、会社を立ち上げた理由である。
- ・ショートステイ利用後、状態が悪化したり、また受け入れを断られる場合もあり、在宅療養の継続に課題を感じていた中、看護小規模多機能型居宅介護の制度ができ、これは取り組むしかないと思った。平成 23 年から土地探しを始め、平成 24 年から具体的な準備に取り掛かかり、平成 25 年に開設した。

＜事業所開設時の行政等との連携＞

- ・平成 23 年、まず浜田地区広域行政組合に看護小規模多機能型居宅介護の開設について相談に行

き、浜田市の介護保険事業計画のスケジュール等を教えてもらい、それに合わせて開設準備を進めた。申請は、浜田地区広域行政組合の担当者と相談しながら進めた。担当者が分からない場合は、県の担当者や日本看護協会にも相談した。

- ・当初、市の介護保険事業計画に看護小規模多機能型居宅介護は入っていなかったが、介護保険事業計画策定委員会などで説明を行い、組み込んでもらうことができた。

<事業所開設の際に工夫した点>

- ・複合的に事業展開することを考え、広い土地を確保したいと思い、畑だった土地を見つけた。建物代は、看護小規模多機能型居宅介護のみであれば、もっと抑えることができたと思うが、訪問看護があつてこそそのつながりやネットワークに支えられて成り立つものと考え、同一建物内の併設とした。
- ・銀行から融資を受ける際、黒字の事業計画を提出しても、細かく数字を出すように言われ、何回もやり取りをしながら完成させていった。事業計画づくりは大変だったが、経営の具体的なイメージを持つことができた。
- ・開設資金と資金計画

<開設時資金>

土地取得	2,370 万円
建築工事費	
建物代	1 億 2,600 万円
造成費	2,300 万円
設備備品整備費	2,000 万円
計	1 億 9,570 万円

<開設時資金>

補助金	
浜田市：介護基盤緊急整備臨時特例補助金	2,000 万円
浜田市：地域介護・福祉空間整備等交付金	200 万円
浜田市：スプリンクラー整備事業補助金	470 万円
厚生労働省：介護労働環境向上奨励金（特浴、昇降式の車いす、リフト、シャワー椅子などを購入。500 万円分の約半額を助成）	280 万円
日本看護協会：複合型サービス（訪問看護を基盤とした小規模多機能型居宅介護）の効果検証のための情報収集」委託事業	平成 25 年度 300 万円 平成 26 年度 150 万円
借入（銀行）	1 億 4,000 万円
自己資金	2,200 万円
計	1 億 9,600 万円

<開設時の人材の確保>

- ・人材募集は開設の一年前より行った。その際、研修の意味合いも込めて、同法人の訪問介護事業所、訪問看護ステーションの職員として募集した。その後、看護小規模多機能型居宅介護を開設した際、希望者を異動させた。栄養士は、看護小規模多機能型居宅介護で育成する準備が

出来てから雇用した。

- ・最初は併設の訪問看護ステーションや訪問介護事業所との兼務を中心としていたが、利用者が増えるに従い、専任者も増やし新たに求人を行うなどして、人員の調整を行った。

＜指定申請の届出＞

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所は「複合型小規模多機能 ほっとの家」という名称で、浜田地区広域行政組合へ指定申請し、平成 23 年 5 月に指定を受けた。
- ・併せて「ほっとの家」として訪問看護（介護・医保）の申請を行った。

3. サービス提供体制・定員等

＜利用登録者数、定員等＞

- ・定員は 29 人としているが、急な泊まり等に備えて、利用登録者数は 25 人内に留めている。通いの定員も 15～18 人と幅を持たせ、余裕を持つようにしている。
- ・現登録者数は 25 人。短期利用 2 人で、約 2 割の方に医療保険による訪問看護を提供している。

＜事業所の間取り等＞

- ・2階建ての建物で、1階に看護小規模多機能型居宅介護支援事業所（ほっとの家）、2階に訪問看護ステーション（訪問看護ステーションほっと家：利用登録者数 150 人）、訪問介護事業所（介護屋さんほっと：利用登録者数 70 人）、居宅介護支援事業所（介護プランほっと：利用登録者数 90 人）を併設している。
- ・個室は 9 部屋あるが、通いの利用者が少し横になって休みたい時や、医療的なケア（点滴やバルーン留置カテーテル等）を行う時などに利用できる個室があと 2 部屋欲しいと感じている。
- ・浴室は中庭が見える個室を 2 つ、洗い場までベッドごと移動できる特浴を整備した。特浴の整備によって重度の利用者の入浴を安全に行うことができている。
- ・玄関を比較的広くし、透明ガラスで事務所、フロアまで見えるようにしている。

＜職員体制＞

	管理者	看護師	理学療法士 ・作業療法士	介護職員	栄養士	調理員
複合型小規模多機能 ほっとの家	1名(看護師)	15名 (常勤換算: 4.8名)	4名 (常勤換算: 0.85名)	15名 (常勤換算: 12名)	1名 (常勤換算: 0.5名)	2名 (常勤換算: 1.6名)
訪問看護ステーションほっと						

＜夜間の対応方法＞

	看護師	介護職員
複合型小規模多機能 ほっとの家	在宅の利用者に対しオンコール対応	当直
訪問看護ステーションほっと	泊まりの利用者に対しオンコール対応(医療保険の訪問看護)	

- ・訪問（看護）を行う看護師は看護小規模多機能型居宅介護のみに対応している。訪問看護ステーションの看護師は、土日や空きのある時に、1階の看護小規模多機能型居宅介護に対応しており、看護小規模多機能型居宅介護の職員も土日に休みが取れるように配慮している。

- ・夜間の対応方法について、泊まりの利用者の容態が急変した場合は、当直の介護職員が訪問看護ステーションに連絡（オンコール）し、訪問看護ステーションより対応する。在宅にいる利用者に対しては、看護小規模多機能型居宅介護の看護師がオンコールで対応する。併設の訪問看護ステーションの看護師は看護小規模多機能型居宅介護の利用者の自宅の場所や在宅での状況を把握していないこともあり、この方法が一番対応しやすかった。

4. サービス提供の特徴

<理学療法士・作業療法士の配置>

- ・訪問看護ステーション兼務の常勤理学療法士と作業療法士 2 名、パートの 1 名、専任の理学療法士 1 名を配置している。看護小規模多機能型居宅介護の利用者にも、個別の機能訓練や嚥下体操や運動方法の指導を行っている。
- ・退院前や在宅療養開始前に家屋調査に看護職員、介護職員等と同行し、一緒にアセスメントを行っている。

<栄養士の配置>

- ・栄養士を配置し、利用者の体重や血液データ等の情報を共有して、栄養状態の相談や食事内容の検討を行っている。その他に、嚥下困難な利用者に対し、栄養士と相談しながら、事業所でミキサーにかけて柔らかく炊いたものを弁当箱に入れて、訪問の際に届けている。弁当を届ける人は、多い時で 5 人程度である。

<タクシー業者委託による送迎>

- ・市内のタクシー業者に送迎業務を委託している。自事業所で送迎を行うよりも費用負担が少ない。万が一、事故が起きた場合に備え、タクシー会社で事故処理を行う契約も結んでいる。
- ・初めからタクシーで送迎するのではなく、まず職員が行い、問題がなければタクシーで対応する。重度の利用者などは職員またはタクシーと協働で対応している。
- ・職員からは送迎の負担が軽くなって良かったといわれている。家族の帰宅時間等に合わせるなど、利用者の生活に合わせたサービス提供が可能になった。

<短期利用>

- ・利用登録者以外の短期利用について、1 週間を目途に最大 2 週間まで対応している。（インスリン注射やバルーン留置カテーテルに対応していない、病状が不安定などの理由で、一般のショートステイを利用できない場合に依頼を受け対応）

<退院直後の対応>

- ・退院直後の病状が不安定な時には、医療機関退院後すぐに泊まりサービスから開始する。数日の宿泊の間に医療的な病状や介護状況等のアセスメント、家族への介護指導、衛生材料の準備など、在宅での療養環境を整える。家族から、その後も泊まらせてほしいと言われることもあるが、入所施設ではないことを伝えている。
- ・医療機関での退院前カンファレンスには、看護職員だけでなく、理学療法士・作業療法士や介護職員など、様々な職種が参加するようにしている。

ョンで育てたいと考えている。訪問看護ステーションで新入職員のプログラムを作っており、それが軌道にのったら、新卒の看護師も受け入れたい。

- ・定着のための支援として、悩みなどを相談しやすくするために指導担当者制をとっている。また個人的事情に合わせて労働時間を定めている。

<介護職員・看護職員の育成>

- ・就労経験が病院や施設のための職員がいるため、2階に訪問看護ステーション、訪問介護事業所がある利点を生かし、就職後、1か月程度、訪問の現場での研修を行っている。
- ・その他に、2階の事業所の職員に講義形式の研修をしてもらうなど、同じ建物内の複数の事業所が全て関わりながら人材育成を行っている。

7. 利用者の確保方法

- ・利用者確保のために、病院の地域連携室へ事業所のパンフレットを持っていく、ケアマネジャーが集まる地域包括ケアをテーマとした研修会で事業所の説明をするなどしている。
- ・病院や他法人の居宅介護支援事業所からの紹介は多く、利用者数は20人以上は維持している。29人まで確保しようと思うと営業が必要となるが、20人~25人はちょうどよい人数である。

8. 関係機関、地域との連携

<医療機関との連携>

- ・地域の基幹病院である浜田医療センターの地域医療連携室と連携しており、看護小規模多機能型居宅介護について理解してくれている。在宅療養支援診療所の医師から、直接相談もくる。

<地域との連携>

- ・周囲は住宅地で高齢者は多く、当事業所を利用している近所の人もある。家の前が階段となっている家が多く、家から出られない人がいることから、事業所を開設する際に階段昇降機（スカラーモビル）を購入した。

<自治体、地域包括支援センターとの連携>

- ・地域包括支援センターから、虐待の可能性のある人について、次の施設が見つかるまで、一時的に保護してほしいという依頼があった。災害が起きた際には、要介護4~5の重度の人やバルーン留置カテーテルなどの医療的なケアが必要な人を緊急で受け入れて欲しいと、依頼があったこともある。

<ケアマネジャーとの連携>

- ・開設以来、浜田圏域のほぼ全ての居宅介護支援事業所と連携している。状態がよくなれば元のサービスに戻るということで引き受けるケースもある。利用開始時に、その点を利用者やケアマネジャーに伝えると、ケアマネジャーも自分の利用者を完全に渡してしまうことになるのではないかという不安がなくなる。

<事業所のサービス提供の評価や改善計画における工夫>

- ・運営推進会議のメンバーは、地域包括支援センターの職員、自治会長、民生委員、利用者、家族である。平成 26 年度に自己評価を行ったが、平成 27 年度は運営推進会議で行うこととなったため、会議で評価のまとめを分かりやすく提示したいと思っている。

9. 今後の展望

- ・法人として看護小規模多機能型居宅介護があることで、事業の幅が広がっている。相乗効果で、訪問看護ステーション、訪問介護事業所の利用者数も増えている。利用者の状態変化によって、法人内でサービスの移行をすることも多い。看護小規模多機能型居宅介護と訪問看護ステーションは法人の経営上、大きな柱となっている。介護・看護の人材を確保し、規模拡大していくことが求められている。
- ・三隅町に訪問看護ステーションのサテライトがあり、中山間地域の利用者を一人受け入れたが事業所で送迎ができず、家族に対応してもらった。中山間地域にも看護小規模多機能型居宅介護のニーズがあり、今後の展望としては先ずサテライトの規模を拡大し、その後、2 か所目の開設ができればと考えている。また看護小規模多機能型居宅介護でも支えきれず、他県の病院へ入院せざるを得ない方達のために、看取りができる有料老人ホームを検討している。